

業務の運営に関する規程

事業所名 ミヤコス協同組合

第1 目的

この規定は、外国人技能実習制度及び特定技能制度の保護に関する法律及びその関係法令に基づいて、本事業所において監理事業及び登録支援を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、外国人技能実習制度及び特定技能制度に基づく外国人の受入れに関する職業紹介に限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合、その申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合、その申し込みを受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申し込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第3 求職

1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習及び特定技能に関するもの限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職申し込みは、団体監理型技能実習生等及び特定技能外国人、又はその代理人から、所定の求職票によりお申し込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

求職者が外国人技能実習制度及び特定技能制度に基づき本邦に在職中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共にお申込みください。

第4 職業紹介

1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 職業紹介に関しては、従事することになる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただ

し、技能実習及び特定技能に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 団体監理型技能実習生等の方に団体監理型実習実施者等に紹介する場合、若しくは特定技能外国人の方に特定技能所属機関に紹介する場合は、紹介状を発行します。その紹介状を持参して面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に職業紹介をいたしません。

第5 その他

- 1 本事業所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします
- 2 本事業所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否について、求人者から所に対して報告してください。
- 3 本事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、延滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本事業所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、延滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 6 本事業所の取り扱い職種の範囲等は、別紙（参考様式第2-16号）の通りです。
- 7 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

2022年10月1日

代表理事 新井 孝廣